

国分寺市教育委員会議事録・第12号

会議の種類 第2回国分寺市教育委員会臨時会
会議の日時 令和5年11月9日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古屋 真 宏
教育長職務代理者	富山 謙 一
委員	大木 桃 代
委員	辻 亜希子
委員	藤井 健 志

(説明員)

教育部長	可児 泰 則
教育総務課長	廣瀬 喜 朗
学務課長	柳 功 一
学校指導課長	高橋 美 香
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡辺 大 輔
指導主事	稲村 望
社会教育課長	日高 久 善
ふるさと文化財課長	新出 尚 三
市史編さん担当課長	一ノ瀬 理
公民館課長兼本多公民館長	本多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	有賀 真由美

(事務局)

書記	保谷 裕 子
書記	渡邊 晃 世
書記	山口 徹

傍聴人 0人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番大木委員、4番辻委員を指名した。

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。先週は国分寺市教育7DAYSのほか、様々な事業に参加をいただきありがとうございました。11月2日にコミュニティ・スクールフォーラムを第五小学校で開催しました。また、4日にはいじめ防止児童会・生徒会フォーラム、さらに5日には国分寺まつりとともに、ふるさと文化財課では湧水園の無料開放や、農機具を使ったコンサートなども行い、多くの皆さんに参加をしていただきました。充実した国分寺市教育7DAYSになったと思います。

〔議事〕

1 議案第49号 損害賠償の額の決定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育活動中の事故による損害賠償額を決定し、このことを教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

学務課長 相手方は、当時小学校5年生の被害児童で、現在23歳になります。本件の事故は、平成24年1月23日午後3時20分頃、国分寺市立第八小学校校庭において、教育課程内のクラブ活動としてベースボール型ゲームを行っていたところ、ほかの児童が振った後に投げたプラスチックバットが被害児童の顔面に当たり、前歯上部4本、下部1本の歯の破折という損害を負ったものです。これまで事故発生後から、歯の治療を受けながら、毎年保護者との話し合いや情報交換を行ってきましたが、今回、本件事故に関する損害賠償額として、150万円を支払うことで、今後一切の債権債務関係がなくなることの合意を得ました。損害賠償額については、国分寺市議会の議決が必要となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本議案を議会へ提出することについて教育委員会の御承認をお願いするものです。

なお、損害賠償の全額は、損害保険会社の負担となり、12月補正予算の歳入・歳出で計上を行っています。

御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 事故の発生自体は、平成24年ということなので、12年とかなりの時間が経過しています。このタイミングでの損害賠償額確定というのは、双方合意の上でここまでお互いに係争という形よりは、むしろ情報交換しながら、どれくらいの苦痛がどれくらいの期間にわたって影響を与えたのかを確定する時期を見極めていたためという理解でよろしいですか。

学務課長 当時、被害児童に関してはまだ小学生で、けがの状況が安定せず、成長に応じた治療に専念していたため、保険を通して自己負担なく対応してきました。

今回、被害児童が23歳となり、ある程度の年齢に達して、症状の固定が見込まれるよ

うになったため、今後の治療費の見込みや、今まで生活的な部分で損害があった慰謝料部分を損害保険会社で積算し、提示した金額が150万円です。この金額で相手方と賠償額の相談をしたところ、今回円満な形で和解・合意をしたという経過になります。

富山教育長職務代理者 双方が納得した形でまとまったことは、大変よかったと思います。この支払いに賛成いたします。

なお、この事故を教訓として、再発防止はずっとなされてきたと思いますし、また、これからもこの種の再発防止について、指導管理を徹底する必要があると思います。

教育長 再発防止については、引き続き御指導のほどよろしくをお願いします。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第50号 令和5年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 現時点で、第4回定例会市議会に提案を予定しています教育委員会の補正予算案については、債務負担行為と歳入が各2課3件、歳出が3課4件です。従前どおり債務負担行為及び歳入については、当課で取りまとめて説明をさせていただき、歳出については、各担当課より説明をさせていただきます。説明終了後、質疑については各担当課よりお答えいたします。

それでは、債務負担行為の補正予算案の総括表を御覧ください。項番1、次年度当初における35人学級の対応等のための既存校舎内の普通教室の確保に当たり、今年度中に当該普通教室におけるGIGAスクールネットワーク環境の追加構築が必要となりますが、令和6年度から令和7年度までの期間において、運用保守の委託業務が発生するため、当該期間において、債務負担行為を設定したいというものです。限度額については、526万5,000円です。

続いて、項番2、次年度当初の学級数増に伴うもので、年度当初の教員増に対応するために、教員用の端末の追加整備が必要となりますが、令和6年度において、運用保守の委託業務が発生するため、当該年度において債務負担行為を設定したいというものです。限度額については185万4,000円です。以上の2件が教育総務課の所管案件になります。

続いて、項番3、公民館課の所管案件です。並木公民館の吸収冷温水機の修繕ですが、交換が必要な部品の納品に1年以上期間がかかる見込みであり、既に令和6年度分の債務負担行為として限度額97万7,000円を設定していますが、急激な物価上昇等に対応すべく、修繕見込額を増額する必要があるために、当該債務負担行為の内容を変更したいというものです。変更後の設定期間及び限度額については、期間が令和5年度から令和6年度まで、限度額については195万4,000円に変更したいというものです。

続いて、歳入の総括表を御覧ください。教育総務課所管案件の2件になります。一括説明をさせていただきます。項番1の国庫支出金の教育費、国庫補助金及び項番2の都支出金の教育費都補助金の各小中学校施設整備費補助金については、いずれもGIGAスクール構想の運営支援に係る事業に充当するものとして、国費が補助率の2分の1の393万7,000円、都費が補助率6分の1の131万2,000円の増額計上を行うというものです。

次に、学務課の所管1件です。項番3の雑入については、議案第49号で担当課より説明いたしました。歳出に計上しています市の損害賠償金に充当する保険金として150万円の増額計上を行うものです。

続いて、歳出の総括表を御覧ください。教育総務課2件です。項番1の教育総務費、教育委員会事務局運営に要する経費です。需用費については、次年度当初の児童・生徒数の増に伴って、GIGAスクールタブレットを確保する必要があるために、故障中のタブレットの修繕料計737万円を、その下の委託料については債務負担行為で説明しましたが、次年度当初における35人学級への移行等による各学校の普通教室の増に伴って、当該普通教室におけるGIGAスクールシステムの環境及び教員用の学習校務系のシステム環境の各追加構築と、次年度当初の学級数増に伴う新たな教員用の端末の追加整備など、それぞれ関係経費を4,690万円増額したいというものです。

次に、項番2の学校管理費、小学校の運営に要する経費です。例年、第4回定例市議会で提案している次年度当初の児童数増に伴う、学習用机と椅子の購入に係る需用費429万1,000円を増額したいというものです。

学務課長 教育費、小学校費、学校保健衛生費、150万円の増額については、議案第49号の教育活動中の事故に係る示談金を支払うための賠償金の増になります。

公民館課長兼本多公民館長 公民館費、公民館の施設維持管理に要する経費1,836万1,000円の減については、先ほど債務負担で説明がありましており、並木公民館の吸収冷温水機燃焼装置、別の言い方だと空調機器のことで、エアコンの関連の機器になります。こちらについて債務負担を組んでいますが、その限度額を物価高騰等に伴い、見直しをすることと、修繕ということで関係課と協議したところ、令和5年度の前払金が不要になり、令和6年度の修繕完了後、その契約金を支払うという調整のもと、今年度の修繕費を減とするものです。

もう一件は、光公民館図書館の昇降機、エレベーターの更新修繕についてです。こちらはコロナ禍後に急激に世の中の需要が拡大したため、今年度で修繕ができる業者が見つからず、執行の見込みがないということで修繕料を減とするものです。

こちらについては工期の見直しをはかり、令和6年度、令和7年度の工期を予定しており、再度6年度に予算の措置をとる予定です。

教育総務課長 御審議のほどよろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 公民館課にお伺いします。今年度、工事が見込めず、先送りになったとのことですが、それによって生じる利用者の不便であったり、特にエレベーターなどは、万が一のことがあると非常に危険ではないかと懸念していますが、状況はいかがですか。

公民館課長兼本多公民館長 光公民館については、もともと油圧ポンプ式なのですが、使用頻度が高まると機器が熱を持って、動きが遅くなっていく傾向があり、使用頻度が高まるイベントがあるときなどは、その機器を扇風機で冷やすという対応を前から行っています。通常、頻度がそれほど高くなければ、普通にエレベーターは動いている状態です。ただ、イベントで頻度が高まる予想があるときには、館内の皆様にエレベーターの利用について、なるべく階段を使っただけようをお願いをしながら運用しています。

並木公民館については、冷暖房の館内の空調機器ですが、こちらも時々機器のエラーが発生して作動に影響が出るときがあるのですが、今のところは一時的で、またすぐ作動

することの繰り返しをしています。今のところ皆様に大きく影響は出ていませんが、早めに対応したいと思っています。

大木委員 何とか対応されていることは承知しました。利用者に不便をおかけすることもそうですが、何より安全であるということが第一なので、来年度以降、できるだけ早く修繕ができるように手配をお願いできればと思います。

藤井委員 歳出部分の教育総務課、児童・生徒数の増加に伴い、不足が見込まれるGIGAスクールタブレット確保のための修繕料の増というのは、修繕して不足分を補うのではなく、不足が見込まれれば増加させる分だけ、それに対応した修繕料が比例して増加するという理解でよろしいですか。

教育総務課長 これまでGIGAが導入されて、基本的には故障したものについては、代替の予備機を回して、故障した端末の修繕を行ってきませんでした。ところが昨今、端末の調達費が値上がりしてきた関係で、修繕するほうが安いものについては、修繕しているという考え方の下で、今回検討し、それを計上しようというものです。

教育長 故障した端末は結構な台数がありますよね。修繕したほうが安いのであれば、その方向で進めたいと思います。

辻委員 今のお話に関連して、修繕したほうが安ければ、それで使ったほうが良いと思うのですが、このようなタブレット機器などは日進月歩だと思いますので、新しい機能が使えないとか、新しい機器を導入するのに比べて、修繕しながら使っていくことによって授業がやりにくいとか、子どもたちにとって不都合がなければと思い、お尋ねします。

教育総務課長 現在、児童・生徒が使用している、授業が可能なものもしっかり修繕して、整えるということです。今のGIGAスクールの契約が令和7年度末までですので、次期の調達の際にそこも十分検討しながら進めていきます。

富山教育長職務代理者 公民館課の件ですが、入札が不調に終わったというお話ですが、最大の原因は何でしょうか。

公民館課長兼本多公民館長 今までにない事態になっていますが、コロナ禍が落ち着き、特にエレベーター業界は、人手が非常に不足しているというのをよく耳にします。物品の納期もそうですが、人手の手配ができないため、工期が守れず、年度内では絶対に手配できないというやむを得ない事態が発生していると思います。

富山教育長職務代理者 新聞・テレビ等の報道でも、よくそのことが報道されていますので、確かにそうだと私も思います。

ここで次年度の予算編成が行われていくとやむを得ず工期を延ばすとか、あるいは工賃を上げるとか、そういうことをせざるを得ないと思うのですが、一刻も早く人手の手配がつくように検討していただけたらと思います。工賃を上げたり、工期を延ばしたりすることは、歳出の額を上げることにつながってしまうのですが、安全安心というところを考え、今はやむを得ない世相の中にあると私は考えますので、ぜひ吟味検討していただいて予算編成をしていただけたらと思います。

公民館課長兼本多公民館長 私としても、エレベーターは人を乗せて動くものなので、早急に対応したいと思っています。工期と予算見積りについて、関係課ともよく協議して、見積りをとるたびに金額が上がっていくような状況がありますので、何とか入札までいって、契約業者を早く決めたいという思いです。

富山教育長職務代理者 よろしく願いいたします。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

〔協議〕

なし

〔報告〕

なし

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午前9時54分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

1 番

大木 桃代

4 番

辻 亜希子

調製職員

廣瀬 喜朗

保谷 裕子